

事務連絡
平成27年3月16日

都道府県 }
各 指定都市 } 障害保健福祉主管課 御中
中核市 }

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成27年度以降の就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの
取扱い及び当該アセスメントに係るマニュアルの送付について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年3月末までの経過措置として、特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型事業を利用する場合、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した場合には、就労移行支援事業所によるアセスメントを経ずに就労継続支援B型事業を利用することが可能となっています。

今般、当該経過措置について予定通り平成27年3月末で廃止することに伴う留意点を下記のとおりお示ししますので、管内市町村等へ周知いただきますようお願いいたします。

また、アセスメントの実施にあたっての参考として、「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」を取りまとめましたので、アセスメントの実施体制の構築等にご活用いただくとともに、管内市町村及び事業所等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、文部科学省と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 平成27年3月に特別支援学校を卒業する者等であっても、平成27年3月末までに支給申請を行えば、現行の経過措置の取扱い（協議会等からの意見を徴すること等により就労継続支援B型事業の利用が可能となる取扱い）に基づいて、就労継続支援B型事業の利用が可能であること。

2 平成 27 年 3 月以前から就労継続支援 B 型事業を利用している者については、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受けなくとも、平成 27 年 4 月以降も引き続き利用することが可能であること。

なお、「介護給付費等の支給決定等について」(平成 19 年 3 月 23 日付障発 0323002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、平成 25 年 4 月以降に、経過措置の取扱いによりアセスメントを経ることなく就労継続支援 B 型事業の利用を開始した者については、当該支給決定更新時においてアセスメントを受けることとされているが、今後、当該通知を改正し、既に就労継続支援 B 型事業を利用している者に係る支給決定更新時のアセスメントについては、必ずしも受ける必要はない取扱いとすることを予定していること。

3 今回お示しするマニュアルは、就労移行支援事業所等によるアセスメントの目的や活用方法、各支援機関の連携による就労支援や連携体制の構築等について取りまとめたものであり、就労移行支援事業所等によるアセスメントの具体的な実施方法や必要なアセスメント項目の例等については、別途お示しすること。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 就労支援係 鈴木、宮本
電話：03-5253-1111（内線 3044）